

公共労速報 No.214

2014年12月3日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL03-3872-6175

「通常勤務者の扱いは引き続き協議する」ことを確認し、年末年始の出勤拒否を中止

公共労は、11月15日に支部代表者会議を行って、「①年末年始に勤務した者には、休日給を100分の160支給し、特別休暇を与えること、②早出手当については、2015年3月まで協議を継続すること」を要求することを決定し、理事者に要求書を提出しました。

12月3日の団交で、理事者は「①については考えていない、②はそのようにしたい」と回答すると同時に、「年末年始の通常勤務者の扱いについては、協議を継続していくということで、年末年始の出勤拒否は回避してほしい」と発言しました。

理事者の発言を受けて、公共労は各支部の代表者で協議した結果、通常勤務者に明確な回答がないのは残念だが、「年末年始における通常勤務者の取扱いについては、引き続き協議を行うこととする。」との確認書を交わすことで、年末年始の出勤拒否闘争を中止することを決定しました。

10数年ぶりの全支部ストライキ決行と年末年始の出勤拒否闘争が前進回答を引き出した力に

年末年始勤務問題で頑なに要求を拒否し続けてきた理事者に、交替制勤務者に休日給を支給させることを回答させたことは、交替制勤務者にとっては大きな前進です。また通常勤務者の扱いを引き続き協議すると約束させたことも含めて、10数年ぶりに全支部でストライキを決行したこと、さらに年末年始の出勤拒否闘争を構えたことによってかちとったものです。そのことに確信を持って、通常勤務者の扱いについての具体的な回答を引き出すため、全組合員が一丸となって団結を強めましょう。

給与改定と一時金など秋年末要求は継続交渉に 12月10日の一時金は、とりあえず去年の支給割合で

理事者は、今年度の給与や一時金の引上げなどの改善と、来年度以降の給与を引下げる改悪をセットとして提案していました。公共労は「来年度以降の給与引下げによる現給保障を3年限りとすることには同意できない、現給保障を3年を超えても続けること、平成18年度から続いている現給保障を今年度で廃止することには同意できない、まず今年度の改善を協定しよう」と主張しました。理事者は「来年から3年間の現給保障も18年の現給保障の廃止も変えられない」と拒否しました。

公共労は、看護師の処遇改善、通勤手当、分娩手当、放射線取扱手当、人員確保、夜勤8日以内、年休取得、子供の看護休暇などの年末要求を追求しました。給与改定を含めて秋年末要求は継続となります。

12月10日に支給される一時金は、「去年の支給割合（期末1.375月、勤勉0.675月）で支給し、今後、新たに協定を締結した場合は、差額を支給する」ことを協定しました。また、来年1月から超勤手当の基礎となる給与額の算出方法を改善することを協定しました。

